

## 中学・高校連携選手強化事業助成金交付内規

公益財団法人盛岡市体育協会（以下「協会」という。）の加盟団体（以下「団体」という。）が実施する、中学・高校連携選手強化事業に対して交付する助成金について次のように定める。

- 1 交付対象事業 助成金の交付対象事業は、団体が協会との共催により実施する、中学生及び高校生を対象とした選手強化・競技力向上を目的とした事業とする。
- 2 交付対象団体 助成金の交付対象団体は、理事会において決定する。
- 3 助成金の額 助成金の額は、理事会において決定する。
- 4 交付の申請 助成金の交付を受ける団体は、別表に定める書類を提出するものとする。
- 5 交付の期間 助成金は、1団体につき連続する2年間交付するものとする。
- 6 事業の報告 助成金の交付を受けて事業を実施した団体は、その事業終了後、別表に定める書類を提出するものとする。
- 7 交付の制限 この助成金は、協会が別に定める共催事業助成金交付規程に基づいて交付する共催事業助成金と同時に交付を受けることはできない。

### 別表

	提出書類	提出期限
申請	1 中学・高校連携選手強化事業共催承認申請書	事業開催日の1か月前
	2 事業の実施（開催）要項	
	3 中学・高校連携選手強化事業助成金申請書	
	4 収支予算書	
報告	1 中学・高校連携選手強化事業完了報告書	事業終了後1か月以内
	2 事業実績書	
	3 収支精算書	